



地域見守り情報



発行
深川地域消費者センター
深川市3条18番36号
働く婦人の家内

深川地域消費者センター（深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町）

訪問販売・電話勧誘販売 クーリング・オフできます！

当センターに寄せられた令和7年度（4月～2月）の消費者相談件数は214件で、前年度と比べ増加傾向にあります。うち訪問販売・電話勧誘販売が14%と全体に占める割合は少ないものの、販売員の強引な勧誘からきっぱり断ることができず契約してしまい、トラブルとなるケースが目立っています。

突然の電話で「携帯電話の機器補償」を勧められた！

パンフレットの送付を承諾しただけなのに、契約になってしまった！

【相談事例1】（80歳代 男性）

携帯電話会社から、「毎月1,500円で携帯電話機器の補償を付けることができる」と電話があった。契約内容を説明されたが、契約するつもりがないので「はい、はい」と返事をしていた。販売員から「パンフレットを送る」と言われ、送付先を聞かれたので伝えた。数日後、全く聞いたことがない事業者から、1年間19,800円の機器補償契約書が届き、期間中の解約には違約金19,800円を請求するとある。自分の携帯電話は、古いガラケーであり機器補償は必要ないので解約したい。



【相談処理】相談者が契約を承諾したか否かは曖昧な点があり、クーリング・オフで解約の申入れをし、当センターから事業者に不当な販売方法の改善を求めました。

クーリング・オフ期間は

契約書を受け取った日から、その日を含めて**8日以内**

下記クーリング・オフ用はがきは、消費者センターにあります。

クーリング・オフは書面（はがき可）する必要があります

※証拠としてコピーを取り、郵便局の窓口から特定記録郵便か簡易書留で出しましょう。

郵便はがき

切手

特定記録
自分の住所
自分の氏名

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇販売株式会社 御中

契約の解除通知

● 契約（申込み）年月日

● 販売会社名

● 担当者名

● 商品名

● 契約金額

右の契約を解除します。

令和〇年〇月〇日

※一定の期間であれば理由なしに解約できる制度が「クーリング・オフ」です。

- 【できない場合】
- 3,000円未満の現金取引
 - 消耗品（化粧品や健康食品）などを消費した場合
 - 自動車など

深川地域消費者センター ☎ 0164-26-2210

相談受付時間 午前10時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）

断っても何度も送られてくる！ 「海産物」の電話勧誘トラブルに注意！



電話勧誘で、海産物の購入を「しつこく迫られた」「断ったのに送られてきた」などの相談が寄せられています。少しでもおかしいと思ったら、きっぱり断りましょう。

❦ 「1年前注文された海産物を発送する」「注文した録音の証拠がある」と言われ、強引に送り付けられた海産物！ ❦

【相談事例 2】（70歳代 男性）

携帯電話に海産物販売会社から「昨年の7月頃、魚の詰め合わせの注文を受け、当社から発送している。今回2回目の商品を発送する」と電話があった。全く覚えがないと断ると、「注文した録音の証拠がある。代金19,000円は代引きで支払うように」と言われ、電話が切れた。明日商品が届く予定だが、届いた商品を受取拒否したい。送り主の名称や所在地も聞いておらず、連絡方法は携帯電話番号のみだ。

【相談事例 3】（60歳代 女性）

海産物販売業者から突然電話があり、海産物の勧誘を受けた。断ると、「売れなくて困っている。損はさせない」としつこく言われ、約2万円の商品を買うことを承諾してしまった。その後、断ろうと電話をするが、つながらない。



【相談処理】

電話勧誘の場合、特定商取引法に定める書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。しかし、今回の事例の場合、**送り主の名称や所在地が不明**なことから、クーリング・オフ通知ハガキを送付することができません。

そこで、当センターから販売会社に何度も電話し、会社名や所在地を確認したところ、**新店舗準備中で決まっていない**との回答があり、**商品が送付された場合には受取拒否**することを伝えました。

事例2については、1ヶ月後、相談者に別事業者からも同様な電話があり、**悪質な海産物販売業者が複数存在**しているようです。

ひとつこと！アドバイス



- ▶ 断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いてしまっても**代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否**しましょう。
- ▶ トラブルに巻き込まれたくない場合には、ナンバーディスプレイ機能を利用し、「知らない電話には出ない」「常時留守番電話にする」なども一つの方法です。

「消費者被害防止出前講座」好評です！

悪質商法・特殊詐欺の手口は日々変化しています。当センターの消費生活相談員が、寄せられた事例をもとに、対処法の説明や地域の見守りなどを行う「出前講座」を開催しています。グループ・団体で、お申し込みください。